

国官参事第 1834 号
平成 26 年 12 月 19 日

株式会社 AIRDO

代表取締役社長 齋藤 貞夫 殿

国土交通大臣
太田 昭宏

航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

今般、9月11日のADO11便において機長初期訓練中の訓練生（副操縦士）が、新千歳空港への着陸進入中、航空機の運用限界速度及び管制圏における制限速度を超過するなど、不適切な操縦を行ったにも関わらず、そのまま訓練を修了させていた事案について、平成26年12月3日から12日まで、貴社に対して航空法第134条に基づき立入検査を実施したところ、下記1. のとおり輸送の安全を阻害している事実が認められた。

また、今般の立入検査で認められた事実に加え、本年9月に整備管理システム上で不正な処理を行い必要な整備を先送りしていた事案に関し貴社に対して嚴重注意を行ったところであり、極めて遺憾である。

については、航空法第112条の規定に基づき下記2. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成27年1月30日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立することができる。

記

1. 安全を阻害している事実

(1) 運航乗務員の訓練体制の不備について

当該訓練を担当した教官（機長）は、機長初期訓練中の訓練生が新千歳空港への進入中、不適切な操縦を行ったにも関わらず、訓練の評価を「良好」として記録し、会社には運用限界速度の超過についてのみ報告したため、このまま会社は訓練を修了し機長とした。このことから、貴社の運航乗務員の訓練体制は適切に機能していないことが認められる。

(2) 安全管理体制の不備について

会社は、飛行データの解析から、教官の報告とは異なり訓練生の不適切な操縦が行われた事実を把握したにも関わらず、乗員部、訓練審査部、安全推進室及び安全統括管理者において十分な検証・評価を行わないまま当該訓練者に対する追加訓練等の必要な措置を不要とし、機長として運航を継続させていた。このことから、貴社の安全管理体制は適切に機能していないことが認められる。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、輸送の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

また、輸送の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

(1) 運航乗務員の訓練体制の改善について

運航乗務員に対する訓練を適切に実施し、その結果については評価基準に基づき厳格に評価するとともに、必要な場合には追加訓練等が的確に実施されるよう訓練体制を見直すこと。

(2) 安全管理体制の確立について

安全に影響のある事案が発生した場合には、各部門長及び安全統括管理者に正確に報告され、かつ、それぞれの部門においては収集された情報をもとに、迅速かつ適切な評価・検証を行い、必要な対策が講じられるよう、安全統括管理者や各部門の責任分担を明確にし、それぞれの職責を全うするために必要な知識・能力を有する者を配置するとともに、全社的に安全意識の再徹底を図るなど、安全管理に係る体制を抜本的に見直すこと。